

学生各位

学生課学生支援係

令和4年度前期授業料免除の申請について

標記のことについて、令和4年度前期授業料免除の申請を下記のとおり受け付けます。申請を希望する場合は、申請要領を本校ホームページからダウンロードのうえ、期限までに申請してください。

記

授業料免除制度	対象者	認定の基準	免除額	申請期限
1. 高等教育の修学支援新制度 ※文部科学省HPにリンクしております	新4年生 新5年生 新専攻科生	住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の者であり、かつ、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できる者	世帯の収入に基づく区分に応じた授業料免除額	4月11日 (月)
2. 国立高等専門学校機構における授業料免除(経過措置)	令和元年度に本科4年生以上であった学生	経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者	授業料の全額又は半額	4月11日 (月)
3. 国立高等専門学校機構における授業料免除(災害等による場合、災害特例による場合、その他の場合)	全学生	<p>(1) 災害等による場合 授業料の各期の納付期限前6月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内)において学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合</p> <p>(2) 災害特例による場合 学生の居住地又は学資負担者の居住地又は勤務地が災害による被災に伴い災害救助法の適用を受け、かつ、以下いずれかの場合 (ア) 学資負担者が死亡した場合 (イ) 家屋が半壊以上の被害を受けた場合 (ウ) 学資負担者の勤務地が被災したことに伴う失職等により家計が急変した場合</p> <p>(3) その他 (ア) 授業料各期の納付期限前6月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内)において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合 (イ) 在学した期間を超える等、就学支援金の受給資格のない本科3年生以下の学生であり、学業優秀と認められる者 (ウ) 就学支援金の受給資格対象となる本科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学力優秀と認められる者</p>	授業料の全額又は半額	4月11日 (月)